

島田市光ファイバ網整備事業仕様書

I 総則

1. 事業目的

現在、島田市千葉地区では、ADSL方式によるブロードバンドサービスが提供されている。その一方で、千葉地区を除くその他の地域では、FTTH方式によるブロードバンドサービスが提供されており、千葉地区とその他の地域では通信速度等に格差が生じている。

令和2年度に実施する島田市光ファイバ網整備事業（以下「本事業」という。）は、これらの情報通信格差を解消するため、千葉地区に光ファイバ網を整備し、FTTH方式によるブロードバンドサービスを提供できる環境を実現させるとともに、各家庭等にWi-Fiを普及させることを目的とする。

2. 総務省高度無線環境整備推進事業の活用

- (1) 事業者は令和2年度総務省高度無線環境整備推進事業の補助金交付申請及び実績報告等を行い、補助金の交付を受けること。
- (2) 島田市は、令和2年度総務省高度無線環境整備推進事業を活用し、民設民営方式による情報通信環境整備を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

3. 事業期間

事業期間は、補助金交付決定の日から令和3年2月28日までとし、令和3年2月28日から光ファイバによるサービス提供を開始できること。

4. 補助金額

4,800千円以内

※高度無線環境整備推進事業を除く整備費用として

5. 対象地域

千葉地区（別図「光ファイバ網整備対象地区（赤線内）」を参照すること。）

6. 参加者の資格

電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第9条に規定する総務大臣の登録を受けている民間通信事業者

7. 補助対象及び補助率等

補助対象は、光ファイバ網によるブロードバンドサービスを提供するために必要とする施設のうち、センター施設から分岐装置（加入者宅への引き込み線の直前に設置するもの）までの加入者系

伝送路の施設設備及び簡易局舎に要する費用。ただし、簡易局舎の土地の取得は、補助対象外。補助率は、補助対象経費の3分の1以内（千円未満切捨て）とする。

8. 企画提案書の様式

- (1) 島田市光ファイバ網整備事業の概要（様式1）
- (2) エリア図（サービス提供可能な範囲がわかるもの）、ルート図を添付すること。
- (3) 島田市光ファイバ網整備事業に係る見積書（様式2）
補助対象内外がわかるよう内訳書を添付すること。
- (4) 会社概要書（様式3）
- (5) 電気通信事業法に規定する事業者であることを証明する写し
- (6) 光ファイバ網整備事業の実績（様式4）
- (7) 地区別サービス別加入世帯推計及び料金算定表（様式5）
- (8) 保守管理及び災害時復旧体制（様式自由）
- (9) 収支計画表（様式6）
- (10) その他参考となる資料（様式自由）

付加サービス（IP電話や放送等）があれば、提供範囲や条件、料金等の参考になる資料を作成すること。併せて参考となるパンフレットなどがあれば添付すること。また、付加サービス以外にも、加入者増対策や整備後の利活用提案など、アピールできる点があれば資料を添付すること。

※地区名、世帯数等は、島田市オープンデータカタログサイトにある、島田市行政区別人口・世帯数（R02.03末）<http://dos-green-ci-tea.com/dataset/153385954.html> を参考にすること。但し、整備事業者で把握している数値等を使用することを妨げるものではない。

9. 関連法令等の遵守及び実績報告書等の提出

本事業は、島田市光ファイバ網整備事業費補助金交付要綱で定められている事業であり、電気通信事業法等の関係法令及び島田市財務規則等を遵守、適用するものである。また、受託者は、交付要綱に定められた様式等の所定事項に記載のうえ、市長に提出しなければならない。

II 仕様

以下の要件を全て満たした光ブロードバンドサービスを提供すること。

1. サービスの仕様

(1) 補助対象地域

補助対象地域は、総則4. 対象地域のとおりであり、対象地域全域を整備すること。また、光ファイバ網整備後、新たにサービスの申し込みがあった場合には、整備範囲とした住民及び法人に対し、必ずサービスを提供すること。

(2) 通信速度

通信速度は、以下のサービスを提供すること。

通信速度（上り下り共に）	帯域保証
1 Gbps以上	ベストエフォート型

(3) サービスグレード

補助対象地域内に地域格差が発生しない通信サービスであること。

(4) セキュリティ対策

コンピュータウイルスや不正アプリ等の脅威から住民が利用するパソコン等の端末を守るためのセキュリティ対策を提供するサービスを選択することができること。

2. 設備仕様

伝送路設備を設置する建物については、耐震性・防火性・防水性・セキュリティを確保すること。

3. 運用保守

(1) 受付体制

- ①サービスの申し込みは、平日のみならず土日祝日にも申し込みが可能であること。なお、Webにて24時間365日申込み若しくは仮申込みが可能であること。
- ②住民が平日のみならず、土日祝日にも故障を申告することが可能であること。なお、Webにて故障申告が24時間365日受付可能であること。

(2) 通信料金

通信料金は、他地区と同一料金または以下とする。

(3) 運用保守

- ①施設に設置している通信機器の監視を行うこと。
- ②災害時の復旧について速やかに対応可能であること。また、大規模災害にも対応できる体制が整っていること。
- ③志太榛原地区内に保守拠点があり、サービス利用者宅へ迅速に駆けつけられる体制が整っていること。